

京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都
市条例第118号）（教育委員会事務局指導部総合育成支援課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市知的障害者学習ホームひかり
学園の管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 棚本頼兼

京都市条例第118号

京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を削る。

第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とする。

第5条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 学園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 学園の維持管理に係る業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 学園の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで

休 所 日 水曜日(水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)

に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月
4日まで及び12月28日から同月31日まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例
(以下「改正前の条例」という。)第4条の規定による許可の申請を行ったものであって、この条
例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市知的
障害者学習ホームひかり学園条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定による許可の申
請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の前に改正前の条例第4条の規定による許可を受けたものは、改正後の条例
第6条の規定による許可を受けたものとみなす。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)